平成２８年（フ）第９０号
岩手県北上市柳原町２丁目４番42号　フラット60―202号
債務者　門脇　貴子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第９２号
岩手県北上市村崎野17地割68番地１　高民アパート11号
債務者　佐々木加菜
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第８７号
宮城県栗原市一迫柳目字曽根308番地１　市営北河原住宅Ａ－３号
債務者　川田　由香（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
石川県加賀市熊坂町ニ５番地１　歴町センタービル501号室、従前の住所石川県加賀市直下町ヲ182番地１
債務者　田邉　博明
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３０号
長野県佐久市春日835番地１
債務者　飯嶋千恵子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第４５７号
兵庫県西宮市上鳴尾町22番６―301号、前住所神戸市中央区下山手通５丁目12番17号（石原ビル５Ｆ）
債務者　岡本　恵子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７８号
千葉県流山市平和台５丁目19番地の19　コーポシャルム102
債務者　眞藤　　健
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５０８号
千葉県野田市親野井164番地８
債務者　谷　　壹道
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５４３号
千葉県我孫子市若松132番地の３（101号）サンアビコ
債務者　伊藤　栄則
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５５２号
千葉県流山市東初石４丁目198番地の14　サンモールシャトレー102
債務者　山内　賀穂
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３３号
兵庫県淡路市浦1027番地７
債務者　山本　淳子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第５３４号
神奈川県厚木市旭町５丁目47番18―203号、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津4061番地の７　㈱ニッセーデリカ愛川寮２―312
債務者　大沼　宏樹
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５７０号
神奈川県秦野市堀川90番地　グリーンフォレスト405号
債務者　岡本　弥生（旧姓稲子）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５１８号
神奈川県平塚市土屋1645　富士見台病院、住民票上の最後の住所神奈川県平塚市豊田平等寺436番地の３
債務者　寺尾　　剛
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５７８号
神奈川県南足柄市雨坪427番地１　ヴァンベール201
債務者　梶原　正人
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０１号
青森県八戸市大字長苗代字内前田14番地１　コーポ桜２号室、前住所青森県八戸市長苗代２丁目20番16号　アネックスグリーン105
債務者　甘利　惠子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係